吉備中央町マイナンバーカード出張申請受付方式実施要領

　吉備中央町では、マイナンバーカード取得推進のため、「出張申請受付」によるマイナンバーカードの申請受付方式を実施します。町職員が町内の企業や地域団体等を訪問し、顔写真の撮影から一括で申請を受け付けます。後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で申請者の住所地に送付しますので、申請者は役場に出向くことなく受け取ることができます。

１　対象団体

（１）吉備中央町内に事業所を置く企業等

（２）吉備中央町内の地域団体等（自治会、協議会、サロン等）

２　実施日時

　　令和３年１１月より実施

　　開庁日の午前９時から午後４時まで

　　ただし、対象団体の事情等によっては実施日時を調整します。

　　※申請書・暗証番号設定依頼書を事前記入していただくことで、１人あたり５分程度の申請受付時間を想定しています。

３　申し込み条件

（１）対象団体からの申し込みがあること。

（２）申請団体が以下の点を承諾すること。

　　①申請希望者が概ね５名以上見込まれること。

　　②申請団体において会場、机・椅子等の備品及び本町が持参するタブレット端末等の電源の準備と片付けができること。

　　③申請希望者の氏名・住所・生年月日を記入した申請者名簿を事前に提出できること。

　　④受付当日の申請者の案内・誘導を申請団体で行うこと。

　　⑤申請団体内で取りまとめ、周知・広報を行い、次の内容を知らせること。

　　　（ア）実施日時、会場

　　　（イ）申請受付時に持参する書類（４（３）に定める書類）

　　　（ウ）４に定める、マイナンバーカードの交付申請が可能な人の条件

４　マイナンバーカードの交付申請が可能な人（次のすべての条件を満たす者であること。）

（１）吉備中央町に住民登録がある者で、申請者本人（１５歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人とともに）が会場に来ることができること。

（２）既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと。

（３）吉備中央町が指定する交付申請に必要な以下の書類を持参・提出できること。

　　（ア）暗証番号設定依頼書兼送付先情報登録申請書

　　（イ）通知カード（当日回収します）、紛失した方は紛失届

　　（ウ）本人確認書類（原本）（６に定める書類）

　　（エ）住民基本台帳カード（お持ちの方）

（４）「本人限定受取郵便」でマイナンバーカードの受け取りができること。

　　※転送不要郵便で送付するため、郵便局の転送サービスを利用している場合、受け取ることができません。

５　申請方法と実施手順

（１）実施希望日の１５日前までに「マイナンバーカード出張申請受付申込書」に必要事項を記入し、住民課へ提出（持参、郵送、電子メール）してください。

（２）町から申し込み団体へ実施の可否、日程調整等の連絡を行います。

（３）実施日の５日前までに「マイナンバーカード出張申請受付申請者名簿」を提出してください。

（４）マイナンバーカードは、申請者の住民票記載の住所へ本人限定受取郵便で送付します。

６　本人確認書類

　　Ａ書類２点またはＡ書類１点＋Ｂ書類１点が必要です。

　　なお、通知カードをお持ちの方は、通知カード＋Ａ書類１点または通知カード＋Ｂ書類

　　２点が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ | 運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降発行のもの）旅券、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳精神障害者保健福祉手帳　など |
| Ｂ | 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの保険証（健康保険、介護保険、後期高齢等）、年金手帳、年金証書住民基本台帳カード（写真なし）、生活保護受給者証、診察券預金通帳、学生証、社員証　など |

　　　※いずれの書類も、券面が現在の情報であり、有効期限内のものに限ります。

７　その他

　　申し込みにあたり、以下の点について予めご了承ください。

　・申し込み順に対応させていただきますので、申し込み多数の場合は実施するまでに時間

　　を要する場合があります。

・マイナンバーカードの申請からお渡しまで１ヶ月から２ヶ月程度を見込んでいますが、申請件数に大幅な増加があった場合、更に時間を要することがあります。

　・マイナンバーカードの受け取り前に吉備中央町外へ住所変更した場合はカードが無効になります。